

## 滑川市公益通報制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく市民からの公益通報の処理に関し必要な事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、市民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって市民の生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

### (通報の到達)

第2条 市民から市への通報については、総務課において受け付けるものとする。総務課は、当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関（以下「通報処理機関」という。）であると考えられる関係課に通報の内容を連絡するものとし、市以外の行政機関が通報処理機関であると認めたときは、通報者に対して、当該通報処理機関を教示するものとする。

- 2 前項において、総務課から連絡を受けた関係課が通報処理機関であると認めたときは、以降、当該関係課が通報を処理する。
- 3 前項において、連絡を受けた関係課は、市の他の関係課が通報処理機関であると認めたときは、当該関係課に通報内容を連絡するものとし、市以外の行政機関が通報処理機関であると認めたときは、通報者に対して、当該通報処理機関を教示するものとする。
- 4 市民から直接、市の関係課に通報があったときは、当該関係課が第1項において総務課が、前2項において連絡を受けた関係課が行うものと規定する対応を行うものとする。

### (通報の受理)

第3条 通報処理機関は、当該通報が公益通報であるときは、通報を受理するとともに、その旨を通報者に通知するものとする。

- 2 前項において、当該通報が公益通報に該当しないときには、通報者に受理しない旨を通知するものとする。
- 3 前2項の場合において、通報者が連絡を望まないとき又は匿名等の理由により連絡先が不明なとき等は通知を行わないものとする。

### (通報処理担当者)

第4条 通報処理に従事する職員（以下「通報処理担当者」という。）は、原則、各関係課の長及び当該長を直接補佐する者とし、その他必要があると認めるときは、関係課の長は当該職員の中から通報処理担当者を指名することができるものとする。

- 2 通報処理担当者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

### (調査の実施)

第5条 通報処理機関は、通報の受理後、当該通報について調査を行う必要があると認めるときには、通報処理担当者に必要な調査を行わせるものとする。

- 2 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認める方法で行うものとする。

- 3 調査の進捗状況については、適切な法執行の確保、利害関係人の業務状況、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対して、適宜、通知することができる。
- 4 調査の結果については、速やかに取りまとめを行い、遅滞なく通報者に通知するものとする。
- 5 第1項において、調査を行う必要がないと認めるときには、通報者に調査の必要のない旨を通知するものとする。

(受理後の教示)

第6条 通報の受理後において、当該行政機関ではなく他の行政機関が通報処理機関であることが明らかになったときは、通報者に対して、当該通報処理機関を遅滞なく教示するものとする。

- 2 前項の場合において、当該教示を行う行政機関は、法執行上の問題のない範囲において、自ら作成した当該通報に係る資料を通報者又は通報処理機関に提供することができる。

(是正措置)

第7条 通報処理機関は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置をとるものとする。

(協力義務)

第8条 職員は、公益通報について、他の行政機関その他公の機関から調査の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

- 2 通報対象事実に対して、通報処理機関が複数あるときは、連携して調査を行い、又は措置を行うなど、相互に緊密に連携し協力するものとする。

(事務分掌)

第9条 市民からの公益通報全般に関する企画、連絡及び調整に関することは総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民からの公益通報の処理に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。